5月3日は憲法記念日 ～人権が尊重される社会の実現を目指して～

協働推進課　協働人権係（☎(95)0144）

差別のない、お互いの人権が守られる明るい社会は、私たちみんなの願いです。日本では、人間らしく生きていくための基本的人権を保障した憲法が施行されて68年になります。

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者など多岐の分野にわたり、その背景や経緯は個々の分野により異なり、インターネットによる差別的な表現の流布も大きな問題となっています。

基本的人権が尊重される社会を実現するためには、私たちが、身のまわりの不合理や矛盾に気付き、解決していく努力が必要です。

一人ひとりはみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。21世紀は人権の世紀と言われています。これを機会に人権の大切さについて考え、お互いを認め合う明るく住みよい社会を築きましょう。

議会報告会を開催します

多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

▶と　き　5月9日(土)
　　午後1時30分から
▶ところ　中央公民館1階　大会議室
▶内　容　議会の報告・意見交換会

▶問合せ　議事課　庶務係（☎95－0137）

愛犬マナーポーチを配布します

環境課 環境保全係（☎(95)0154）

「犬のフンの放置」の苦情が多く寄せられています。市では飼い主への「フン放置防止啓発事業」として、愛犬マナーポーチを配布します。犬の散歩の際にこのポーチを持つことで飼い主としてのマナーを守っていただきます。

▼実施内容　「愛犬マナー宣言」（環境課窓口で宣言書に記入）をしていただいた飼い主へ「愛犬マナーポーチ」を配布します。

▼配布期間・配布場所　5月1日(金)から環境課窓口で配布します。

『知立市 愛犬マナー宣言書』

知立市 愛犬マナー宣言

みんなでつくろうわがまちを！

町内会加入のご案内

▶町内会とは

町内会は、町などの一定区域に住む人々の意志に基づいて結成された任意団体で、市内には31の町内会があります（町内会の無い地域はありません）。

▶町内会の必要性

安心安全で、明るく住みよい地域づくりを実現させるためには、お住まいの地域で実施される活動に積極的に参加し、ともに助け合い、協力をしていくことが大切です。

東日本大震災のような大規模災害の発生が、東海地区でも危惧されています。市職員や消防職員などがすぐに現地に駆けつけることができるとは限りません。**いざという時、頼りになるのは身近なご近所さんです。**

町内会は、皆さんの生活に密接な自主活動を行っていますので、積極的に町内会に加入してくださるようご案内します。町内会への加入等のお問合せは、各町の区長までご連絡ください。

町名	区長	町名	区長
長篠町	髙木洋幸	八ツ田町	岡田兼親
山町	加藤浩一	牛田町	中野雅人
山屋敷町	中野實	南陽区	小林暎治
中山町	辻清和	八橋町	近藤常剛
中町	竹内朗	来迎寺町	竹本寛文
新地町	濱島充幸	昭和1丁目	加藤展生
本町	伊藤利仁	昭和2丁目	吉田午治
宝町	杉浦勇	昭和3丁目	杉山三木男
西町	金山厚	昭和3丁目1	青木道明
逢妻町	神谷雅臣	昭和4丁目	服部司郎
西丘町	石川康男	昭和5丁目	山本静二
上重原町	岡戸重夫	昭和6丁目	久保田忠邦
弘法町	松波憲一	昭和7丁目	髙笠原晴美
西中町	早川教示	昭和8丁目	石川博文
新林町	神谷正明	昭和9丁目	加藤高明
谷田町	髙木清		

平成27年4月1日現在　（敬称略）

▶問合せ　協働推進課　協働人権係（☎95-0144）

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

安心・安全なまちを目指して！

安心安全課 防犯交通係（☎(95)0115）

【春の交通安全運動 5月11日(月)～20日(水)】

新年度を迎え、真新しいランドセルで登校する子どもや新社会人となった若者の、不慣れな道での通学・通勤が始まり交通事故の発生が心配されます。また、歓送迎会や花見のシーズンであることから、決してあってはならない飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。そこで、次のような重点項目をかかげ、春の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

・子供と高齢者を交通事故から守ろう
・自転車の安全利用を進めよう
・全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
・飲酒運転を根絶しよう

【春の安全なまちづくり運動 5月11日(月)～20日(水)】

平成26年中に市内で発生した犯罪は全体的に減少傾向だったものの、車上狙いが急増しました。さらには住宅を対象とした侵入盗や、女性に対する声かけなども発生しています。そこで、市民の皆さんに防犯意識の向上を呼びかけるため、次のような重点項目をかかげ、春の安全なまちづくり運動を展開し、犯罪の防止を図ります。

・住宅を対象とした侵入盗の防止
・自動車関連窃盗の防止
・特殊詐欺の被害防止
・子どもと女性の犯罪被害防止

クールビズにご協力ください

市では、地球温暖化対策の一環として、冷房時の室温28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイル「クールビズ」を推進しています。

電力需要の高い夏に向けて節電の取組みについて、市民の皆さんのご協力をお願いします。

▶実施期間　5月1日(金)～10月31日(土)
▶問合せ　環境課　環境保全係（☎95-0154）

戦没者等のご遺族の皆さんへ 第10回特別弔慰金が支給されます

福祉課 保護援護係（☎(95)0149）

▼特別弔慰金の趣旨　戦後70周年に当たり、戦没者等の遺族の皆さんに対し、国として改めて弔慰の意を表するために特別弔慰金を支給します。

▼支給対象者　戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 右記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▼支給内容　記名国債（額面25万円・5年償還）

▼請求期間　平成30年4月2日まで（請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

▼請求窓口　福祉課　保護援護係
※原則、請求者が住民登録をしている市区町村での受付となります。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

福祉課 保護援護係（☎(95)0149）

『広げよう　地域に根ざした　思いやり』

民生委員・児童委員は、福祉向上のため、地域住民の相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たしています。

また、主任児童委員は子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

民生委員・児童委員、主任児童委員は相談に応じる以外にも、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、寝たきり高齢者への紙おむつ配布、小学生の登下校に合わせた防犯パトロール、児童センター行事への参加など、地域での様々な活動を行っています。

安心して住み続けられる地域づくりに尽力していますので、生活上困ったことがあればお気軽にご相談ください。秘密は堅く守られます。

お住まいの地域の担当委員が分からない場合は、福祉課までお問合せください。

また、5月9日(土)～22日(金)まで中央公民館1階ホールで活動紹介の掲示を行いますので、来館の際はぜひご覧ください。

5月5日～11日は「児童福祉週間」です

子ども課 子育て支援係（☎(81)5500）

平成27年度児童福祉週間標語
〝世界には　君の輝く　場所がある〟

毎年5月5日の「こどもの日」からの一週間は「児童福祉週間」です。

この機会に、家庭での親子のふれあいや地域での子どもの健全育成、児童虐待問題や児童の権利について考えてみましょう。

自動車税の納税をお忘れなく

西三河県税事務所 自動車税グループ（☎0564(27)2712）

6月1日(月)は、自動車税の納期限です。4月1日現在、自動車をお持ちの人に、5月上旬に県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

なお、納期限内であれば、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付できます。（利用者には決済手数料がかかります。）

名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、平成27年度から、新車新規登録から13年（ディーゼル車は11年）を経過した一定の自動車の税率を重くする特例措置について、重課する割合がおおむね15％増（現行おおむね10％増）に見直され、環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置については、対象となる車種や条件を見直したうえで、軽減する割合の引上げが行われました。詳細はホームページをご確認ください。

○ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

かかりつけ医をもちましょう

保健センター（☎(82)8211）

急速な高齢化に伴い、医療を必要とする人が増加している一方、軽症であっても病院の救急外来を受診するケースが増えています。そのため、入院や緊急手術が必要な救急患者の対応が十分にできなくなる恐れがあります。体の不調を感じたら、まずは「かかりつけ医」に診てもらいましょう。

「かかりつけ医」とは、日ごろから患者の体質や病歴、健康状態を把握し、日常的な診療や健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近なお医者さんのことです。「かかりつけ医」なら、いままで診察してきた情報から総合的に判断し適切な治療がうけられます。なるべく診療時間内に「かかりつけ医」に受診しましょう。診療時間外など「かかりつけ医」が不在の場合、急な病気の診察は、休日診療所や当直当番医をご利用ください。当直当番医については、毎月1日号の広報や市ホームページでお知らせしています。

いざという時のためにも、かかりつけ医をもちましょう。

危険ドラッグに注意しましょう

保健センター（☎(82)8211）

現在、「合法ドラッグ」「合法ハーブ」と称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するものとして販売されているものがあります。どんな物質が含まれているかわからないものが多く、使用後に自己コントロールできずにやめられない状態となったり、健康障害や異常な行動を起こしたりすることがあります。県内では、使用した人が死んでしまったり、使用した人が他の人を死なせたりする例も出ています。県に報告のあった中では、10代、20代による健康被害が最も多くなっています。

これらの危険ドラッグの使用は非常に危険です。決して使用しないでください。平成26年4月1日から「指定薬物」の個人の所持、使用、購入等が規制されています。

○薬物に関する一般的な相談は、衣浦東部保健所（☎(21)4778）へ。

一般不妊治療費補助金制度

保健センター（☎(82)8211）

不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助します。

▼対象　ご夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上のご夫婦（他の市町村で同様の補助を受けている場合は対象外）

▼対象治療　平成27年3月1日～平成28年2月28日までに受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精

▼対象費用　不妊治療に要する費用の自己負担額（健康保険適用外の費用も対象、文書料などの治療に直接関係のない費用は対象外）

▼補助内容　1夫婦1年度につき1回、自己負担額の2分の1、上限5万円（1年度は3月受診分から翌年2月受診分）

▼期間　継続する2年間で、他の市町村で受けた補助期間も含まれます。

▼申請期日　平成28年3月31日(木)

※申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

ふとんの洗濯・乾燥サービスをご利用ください

長寿介護課 長寿係（☎(95)0150）

在宅でねたきりやひとり暮らしの高齢者、重度障がい者の人が使用している寝具の洗濯・乾燥を無料で行います。

▼対象者　①おおむね65歳以上のひとり暮らしの人　②おおむね65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けた人　③身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定の人

▼内容　掛け布団・敷き布団・毛布各1枚の洗濯・乾燥。（ただし、羊毛布団など特殊なものは除きます。）希望者は、代わりの布団を無料で借りることができます。

▼回収日　5月21日(木)・22日(金)

▼配達日　5月28日(木)・29日(金)

▼申込み　5月12日(火)までに長寿介護課へ。

※過去に利用したことがある人は、電話での申込みも可。

※次回は8月に実施予定です。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

「避難行動要支援者名簿」の情報提供に同意をお願いします

国の災害対策基本法の改正により、市町村において「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられ、知立市においては下記の対象者の人が「避難行動要支援者名簿」に登録されることになりました。

【対象者（施設入所者を除く）】

①ひとり暮らし高齢者として市に登録されている人
②要介護認定区分が3～5までの人
③要介護度2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人
④要介護度2以下で障害高齢者の日常生活自立度B以上の人
⑤身体障がい者のうち、障がい程度1級～3級までの肢体不自由、障がい程度1級～6級までの視覚障がい者または聴覚障がい者
⑥知的障がい者のうち、療育手帳による障がい程度A判定もしくはB判定の人、またはこれと同程度の障がいである人
⑦精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳による障がい程度1級もしくは2級である人
⑧難病患者であり特定医療費の支給認定を受けた人のうち、知立市で見舞金を受給している人

上記の①～⑧に該当する人には、5月1日に「避難行動要支援者名簿情報の提供にかかる同意書」と案内文書を送付しますので、必要事項を記入・押印のうえ、同封の封筒でご提出ください。

名簿情報の提供に同意いただいた人の情報のみを、地元の区長・自主防災会、民生・児童委員に提供し、今後の防災活動に利用します。

地域での避難支援を円滑にするために、同意書の提出にご協力お願いします。

▶**問合せ**　福祉課　障がい福祉係
（☎95-0118　FAX83-1141
Eメール fukusi@city.chiryu.lg.jp）

リサイクル家具などの展示・販売

刈谷知立環境組合リサイクルプラザ（☎(21)7251）

▼展示入札期間　5月1日(金)～10日(日)
▼ところ　リサイクルプラザKC（クリーンセンター管理棟2階）
▼内容　再生補修家具などの入札を行います。応札価格は100円から。
▼対象　知立市または刈谷市在住の人
▼開札・連絡・引渡期間　5月13日(水)～17日(日)
○引渡期間厳守。期限までに取りに来られない場合は落札無効となり、しばらくの間、入札が無効になります。
○引渡時は本人確認できるものを必ず持参してください。
○展示品の状態を確認のうえ、責任を持って入札してください。
○営利目的の入札、返品およびキャンセルはできません。
○運び出しは自己搬出です。

図書館 臨時職員を募集します

図書館（☎(83)1131）

▼募集人数　2人程度
▼勤務時間　午前8時30分～午後7時15分の間で7時間程度、休憩有、土・日曜日、祝日の勤務中心
▼勤務内容　本の貸出・返却等
▼応募資格　満65歳未満の人（司書資格者優遇）
▼応募期間　5月1日(金)～15日(金)
▼時給　940円
▼応募方法　履歴書1通に写真を添付し、図書館へ持参。後日、面接を行います。

母子家庭等就業支援講習会

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会（☎052(915)8862）

母子家庭の母等の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。

▼講座種目・会場等　下表のとおり

講座種目	会場	定員	日程
パソコン講習（初級）	金山	20人	日曜日（全15回）[6月～10月]
パソコン講習（初級）	豊橋	20人	土曜日（全15回）[7月～10月]
パソコン講習（お仕事応用）	金山	20人	土曜日（全5回）[7月～8月]
調剤薬局事務講習Ⅰ	名古屋	20人	土曜日（全7回）[7月～8月]
介護職員初任者研修Ⅰコース（介護員養成研修・通信）	名古屋	各20人	土曜日（全16回）[7月～10月]※指定の期間中、自宅学習40.5時間あり

▼対象　県内在住の母子家庭の母と寡婦の人で、就業意欲があり、全日程出席できる人
▼受講料　無料（ただし、教材費・交通費等は自己負担）
▼募集期間　5月7日(木)～28日(木)
▼申込み先　子ども課　家庭児童相談室
※定員を超えて応募があった場合は抽選となります。
※受講できるか否かの結果は、6月20日頃に申込者全員に通知します。
※募集要領と申込書は、市役所2階家庭児童相談室で配布します。

不動産無料相談をご利用ください

建築課 施設管理係（☎(95)0156）

公益社団法人　愛知県宅地建物取引業協会　碧海支部による不動産の無料相談を、毎月1回実施しています。不動産の契約、トラブルなどに関して無料で相談できます。

▼とき　毎月第2火曜　午後1時～4時（8月・1月は除く）

▼次回開催日　5月12日(火)

▼ところ　市役所2階市民相談コーナー

男女共同参画社会づくり推進事業に補助金を交付します

協働推進課 協働人権係（☎(95)0144）

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりをめざす事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象事業　学習会、講演会等の開催、刊行物の発行、意識調査等の実施など

▼補助対象団体　営利を目的とせず、市内に活動拠点を置く民間団体（市内に在住または在勤の人で構成されるおおむね10人以上の団体等）

▼補助金の額　補助対象経費から事業収入を差し引いた額で、一事業につき5万円まで

※補助対象経費については、市ホームページをご覧いただくか、協働推進課へお問合せください。

県障がい者委託訓練 岡崎情報 パソコン初級コース

刈谷公共職業安定所（☎(21)5001）
愛知障害者職業能力開発校（☎0533(93)2505）

▼とき（訓練期間）　6月23日(火)～8月27日(木)　毎週火～木曜日の午前9時～午後5時

▼ところ　岡崎市産業人材支援センター（岡崎市羽根町字小豆坂117番地3）

▼内容　ワード・エクセルを使用した文書作成や表作成

▼対象　障がい者手帳所持者（身体・精神等。車椅子の人不可）で、健常者用のパソコンが操作可能な人

▼定員　7人（面接で選考）

▼受講料　無料

▼申込み　5月29日(金)までに、公共職業安定所で手続きをしてください。

※受講には安定所での求職登録が必要です。

▼願書配布場所　刈谷公共職業安定所、愛知障害者職業能力開発校

第1回危険物取扱者保安講習会案内

（一社）愛知県危険物安全協会連合会（☎052(961)6623）

講習日	開催会場	講習種別		
		給油取扱所	特定事業所	一般
6月26日(金)	ライフポートとよはし	午後		午前
6月30日(火)	ウィルあいち（名古屋市）			午前・午後
7月1日(水)	〃	午前		午後
7月2日(木)	〃		午後	午前
7月3日(金)	〃	午後		午前
7月7日(火)	名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市）	午前		午後
7月10日(金)	大府市勤労文化会館		午前	午後
7月14日(火)	ウィルあいち（名古屋市）	午後		午前
7月15日(水)	〃		午前	午後
7月16日(木)	〃	午前		午後
7月17日(金)	〃			午前・午後
7月22日(水)	高浜市立中央公民館	午後		午前
7月24日(金)	刈谷市産業振興センター	午前		午後

▼申請書の配布窓口　各消防署、県民生活プラザ（5月8日(金)から配布）

▼受講手数料　4千700円

▼受付期間　5月11日(月)～27日(水)

▼申込み　電子申請（http://www.aikiren.jp）または名古屋市中区三の丸三丁目2番1号　愛知県東大手庁舎6階（一社）愛知県危険物安全協会連合会へ申請書を郵送。

救命講習会（5月開催分）大切な人の命をつなぐ心配蘇生法。自信を持ってできるよう救命講習会に参加しましょう。

会　場	刈谷消防署	知立消防署
講習会名	普通救命講習会Ⅲ	普通救命講習会Ⅰ
開催日時	5月16日(土)　午前9時～正午	5月17日(日)　午前9時～正午
定　員	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	5月5日(祝)　午前9時～（☎23－1299）救急係へ	5月5日(祝)　午前9時～（☎81－4144）救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・高浜・知立市に在住、在勤、在学の人（いずれの会場でも受講できます。）	
内　容	**普通救命講習会Ⅰ**　心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など **普通救命講習会Ⅲ**　小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置など ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶**問合せ**　衣浦東部広域連合消防局　消防課（☎63-0135　ホームページ http://www.kinutoh.jp）